

平成 30 年 12 月 6 日

報道機関各位

環境生活部環境保全課

平成 30 年度 P C B 使用安定器の適正処理推進に関する研修会の開催について

このことについて、下記のとおり開催しますので、当日の取材方よろしくお願ひします。

記

1 会議の趣旨

ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物については、P C B 特別措置法に基づき処分期限が定められており、このうち、安定器及び汚染物等については平成 35 年（2023 年）3 月 31 日と、期限が迫っている状況にあります。

県では、P C B を含有するコンデンサーを使用した安定器、いわゆる P C B 使用安定器についての実態を把握し、期限内の確実かつ適正な処分を促進するため、来年度以降、昭和 52 年 3 月以前に建築・改築された事業用建物の所有者を対象に、蛍光灯照明器具に設置されている P C B 使用安定器の保管・所有状況に関する掘り起こし調査の実施を検討しているところです。

調査に当たっては、P C B 使用安定器を発見し、保管・所有の有無を確認できる人材が必要ですが、建物所有者自らが照明器具に P C B 使用安定器が使われているかを確認することは難しく、また、現時点で当該業務を行うことのできる者は限られていることから、調査の円滑な実施が懸念されます。

よって、建物所有者からの依頼を受け、P C B 使用安定器の保管・所有の有無を確認できる人材を育成するための研修会を開催します。

2 日 時

平成 30 年 12 月 10 日（月） 午後 2 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分まで

3 場 所

青森国際ホテル 3 階 萬葉の間（青森市新町一丁目 6 - 18）

4 参集範囲

青森県電気工事業工業組合組合員、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、県市町村施設・庁舎管理担当課職員等（約 2 0 0 名）

5 内 容

- ・ P C B 廃棄物等の期限内処理について
- ・ P C B 使用照明器具の発見事例と P C B 使用・不使用の判別について

報道機関用提供資料（連絡先）		
担 当 者		環境生活部環境保全課 廃棄物・不法投棄対策グループ 山舘副参事
電 話 番 号	内 線	6 4 7 1
	直 通	0 1 7 - 7 3 4 - 9 2 4 8
報 道 監		佐々木次長